特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当支給事務					
②事務の概要	・児童手当法にもとづき、児童を養育している者に児童手当を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 申請書および届出書の審査 2 受給者および支給対象児童の認定 3 手当の支給 4 受給者管理 5 支払管理 6 統計処理					
③システムの名称	TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー・サービス検索・電子申請機能					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
児童手当受給者情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19,40,44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 74,75の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 40,40-2の各条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	こども家庭部 こども育成課					
②所属長の役職名	こども育成課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111					

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 正ども家庭部 こども育成課 手当・医療係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	6年11月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年11月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	・項目評価書] 施機関については、それぞれ	ι重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	ド全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを追	置じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>					
9. 監査						
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <び選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>					
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っているため。アクセス権限の発効・失効の管理を行っているため。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	字4月1日 ②所属長 子育て推進課長 原島和久		子育て推進課長 浦野 明子	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日		番号法第19条第7号 別表第二の26,30,74,75,87項	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 26,30,87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19,40,44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 4,5,6,11,12,13,25,26,27,28 の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 4,5,6,10,18,19,20,21の各条	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	子育て推進課長 浦野 明子	子育て推進課長	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数 か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	I−4−②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月6日	③システムの名称	福祉総合システム(児童扶養手当サブシステム)・団体内統合宛名システム・中間サーバー	TASKクラウド・福祉総合システム(児童扶養手 当サブシステム)・団体内統合宛名システム・中 間サーバー	事後	
令和4年12月15日	③システムの名称	TASKクラウド・福祉総合システム(児童扶養手 当サブシステム)・団体内統合宛名システム・中 間サーバー	TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・ 団体内統合宛名システム・中間サーバー・サー ビス検索・電子申請機能	事後	
令和4年12月15日	特定個人情報ファイル名	児童扶養手当受給者情報ファイル	児童手当受給者情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月15日	I−4−②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19,40,44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 4,5,6,11,12,13,25,26,27,28 の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 4,5,6,10,18,19,20,21の各条	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19,40,44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 74,75の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 40,40-2の各条	事前	
令和4年12月15日	I−4−②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19,40,44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 4,5,6,11,12,13,25,26,27,28 の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 4,5,6,10,18,19,20,21の各条	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19,40,44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 74,75の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 40,40-2の各条	事後	
令和5年4月1日	「5.評価実施機関における担 当部署」および「8.特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ」	助成係	こども家庭部 こども育成課 こども育成課長 手当・医療係	事前	組織改正による変更
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	